

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025年5月13日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市大正区鶴町5丁目1番12号	
氏名 高压化学工業株式会社	
取締役社長 甲谷 慎司	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6552-0151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	高压化学工業株式会社
事業場の所在地	大阪市大正区鶴町5丁目1番12号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16. 化学工業
②事業の規模	製品品出荷額：2,923百万円
③従業員数	82人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	781 t	438 t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃酸、廃アルカリを削減する為、製造プロセスの合理化や生産性の改善を行いました。 ・ 廃棄物を有価物（リサイクル溶剤、助燃剤等）へ転換しました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	770 t	440 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 生産性の改善により廃水を削減し、廃棄物の削減に取り組みます。 ・ 廃棄物の有価物化に継続して取り組みます。 ・ 取扱化学物質を削減し、廃棄物の発生量抑制に取り組みます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃液は種類毎にドラムやローリーによる分別、排出		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特になし		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0.2 t	35.8 t	4.2 t	0.1 t

②計画

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0.2 t	35 t	4 t	0.1 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	4.2 t	0.55 t	0.05 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
2.5 t	5 t	0.6 t	0.05 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・使用した冷却水を循環し、再利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 特になし			

(第3面-2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第3面-3)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	781.1 t	437.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	781.1 t	437.9 t
	再生利用業者への処理委託量	472.8 t	244.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	224.4 t	18.1 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	81 t	80.2 t
（これまでに実施した取組）			
<ul style="list-style-type: none"> 再生利用できる委託先を優先し、委託処理を実施している。 委託先へ定期的に処理状況の現地確認を行っている。 			

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0.2 t	35.8 t	4.2 t	0.1 t
0.2 t	23.9 t	4.2 t	0.1 t
0 t	31.2 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	4.3 t	3.2 t	0 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
0 t	4.2 t	0.55 t	0.05 t
0 t	4.2 t	0.55 t	0.05 t
0 t	0 t	0.55 t	0.05 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	4.2 t	0 t	0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	770 t	440 t
	優良認定処理業者への処理委託量	770 t	440 t
	再生利用業者への処理委託量	459 t	250 t
	認定熱回収業者への処理委託量	231 t	20 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	77 t	75 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの導入により、見える化の利点を生かし、廃棄物がタイムリーに処理されているかを監視します。また委託処理業者に対しては引続き定期的に処理状況の現地確認を行います。 			
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

廃油	廃プラ	汚泥	有機性汚泥
0.2 t	35 t	4 t	0.1 t
0.2 t	23 t	4 t	0.1 t
0 t	31 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	4 t	3 t	0 t

(第5面-3)

②計画

木くず	金属くず	ガラスくず等	蛍光灯
2.5 t	5 t	0.6 t	0.05 t
2.5 t	5 t	0.6 t	0.05 t
2.5 t	0 t	0.6 t	0.05 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	5 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

〔産業廃棄物発生工程フロー〕

原料

製造工程(仕込・反応・洗浄・濾過・充填など)
試験・検査活動

製品

有価物売却
(リサイクル溶剤、セ
メント燃料など)

委託処理

廃酸	781.1t
廃アルカリ	438.0t
廃油	0.2t
廃プラ	35.8t
汚泥	4.2t
有機性汚泥	0.1t
木くず	0.0t
金属くず	4.2t
ガラスくず等	0.55t
蛍光灯	0.05t

〔各部署の役割〕

部 署	役 割
<p>A</p> <p>統括部門 (品質環境 保安部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設(事業場内・外)の定期的査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し、産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
<p>B</p> <p>現場直属部門 (製造第一課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・上記内容をAに報告
<p>C</p> <p>検査部門 (品質管理課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理技術の研究開発 ・産業廃棄物減量化手法の調査研究 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容をAに報告
<p>D</p> <p>経理部門 (総務課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・委託伝票(マニフェスト)等の処理 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・上記内容をAに報告